

武力紛争の際の文化財保護に関する条約と日本の取り組み

横田 慧

「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」（以下、ハーグ条約）とは「武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」（以下、第一議定書）とともに 1954 年に作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する包括的な国際条約である。1990 年代初頭にはボスニアヘルツェゴビナ紛争で文化財の破壊行為が起こった。このため、ハーグ条約を再検討する機運が高まり、1999 年に「1999 年 3 月 26 日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する 1954 年のハーグ条約の第二議定書」（以下、第二議定書）が採択された。

日本がハーグ条約と 2 つの議定書を履行することは、日本の文化財保護を強固にすること、文化財保護に関する国際貢献を促進する点で意義がある。ハーグ条約と 2 つの議定書に関して日本の取り組みについて調査することで、日本の評価点や改善点を明らかにする。研究対象としては主に、日本がユネスコに対して提出した履行状況についての報告書とそれを裏付けるための関連省庁の文書とした。

日本は 2007 年にハーグ条約、第一議定書、第二議定書を批准した。ハーグ条約、第一議定書の作成された時期に批准に関する議論があった。しかし、平和憲法の下で武力紛争を前提とした条約を批准することがためらわれたこと、京都及び奈良などの重要文化財が集中する地区が「特別保護」（国際的に重要な文化財等が諸条件を満たすと特別な保護が付与され国際的な管理下に置かれる。）の要件を満たさないことを理由に見合わせられた。

国内に向けての活動は法整備等の制度面は整っているが、不十分な点もある。日本がユネスコに提出した報告書では自己評価が高くなっている周知活動は条文にある周知活動とはずれがある。また、第二議定書で日本に適用しうる特別保護に準ずる新制度「強化保護」が導入され、条約批准の要因の一つになったが、日本はいまだこの制度を活用していない。

海外への文化財保護に関する活動は事例が複数確認できた。自衛隊は PKO 活動において海外の文化財保護に貢献した事例がある。イラクでは公共施設の復旧・整備活動の一環で遺跡の整備を行い、ハイチでは倒壊した美術館のがれきの除去を行うことで埋もれていた絵画や彫刻の回収に貢献した。また、文化庁に関連しては、文化庁から委託された筑波大学がシリアの文化財の保全・保護を促進しており、文化財研究所ではイラク人、アフガニスタン人に対して文化財保護に関する研修事業を行った。

日本がハーグ条約、第一議定書、第二議定書を批准した意義として、今回の調査では海外の文化財保護に対する援助の事例が多く確認され、文化財に関する国際貢献を推進するという意義が深くなっていることが明らかになった。今後は、日本の文化財を強化保護に対象に申請することを目指し、ハーグ条約と 2 つの議定書を日本の文化財保護を強化するためにも活用していくべきではないだろうか。

（指導教員 白井哲哉）